○玉名市社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、低所得で生計が困難である者及び生活保護受給者について、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、その社会的な役割に鑑み、利用者の負担を軽減することにより、介護保険サービスの利用の促進を図ることを目的とする。

（軽減の対象費用）

第２条　この要綱の規定により軽減の対象となる費用は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）に基づく訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス、介護福祉施設サービス、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、法第１１５条の４５第１項第１号イに規定する第１号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業及び同号ロに規定する第１号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）並びに食費、居住費、滞在費及び宿泊費に係る負担額（以下「利用者負担額」という。）とする。ただし、生活保護受給者については、個室の居住費に係る利用者負担額に限り軽減の対象費用とする。

（軽減を行う社会福祉法人等の申出）

第３条　利用者負担額の軽減を行おうとする社会福祉法人等は、当該社会福祉法人等が介護保険サービスを提供する事業所及び施設の所在地の都道府県知事及び市長に対して、社会福祉法人等による利用者負担額軽減申出書（様式第１号）を提出しなければならない。

（軽減の対象者）

第４条　利用者負担額の軽減の対象となる者は、市民税非課税世帯に属する者であって、次の各号のいずれにも該当するもののうち、市長が生計が困難であると認めるもの及び個室を利用する生活保護受給者とする。ただし、旧措置入所者で、利用者負担割合が５パーセント以下のものについては、対象としない。

(1)　世帯の年間収入が単身世帯で１５０万円以下であり、世帯員が１人増えるごとに５０万円を加算した額以下であること。

(2)　世帯の預貯金等の額が単身世帯で３５０万円以下であり、世帯員が１人増えるごとに１００万円を加算した額以下であること。

(3)　世帯がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと。

(4)　負担能力のある親族等に扶養されていないこと。

(5)　介護保険料を滞納していないこと。

２　前項ただし書の規定にかかわらず、旧措置入所者で、利用者負担割合が５パーセント以下のものについては、ユニット型個室の居住費に係る利用者負担額に限り軽減の対象とする。

（軽減の申請）

第５条　利用者負担額の軽減を受けようとする者（以下「軽減申請者」という。）は、社会福祉法人等利用者負担額軽減対象確認申請書（様式第２号）に、収入等が確認できる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（軽減の決定）

第６条　市長は、前条の規定による申請があった場合において、審査の上適当と認めるときは、社会福祉法人等利用者負担額軽減確認証（様式第３号。以下「確認証」という。）を交付するものとする。

（利用者負担額の軽減）

第７条　第３条の規定により軽減の申出を行った社会福祉法人等は、確認証を提示した介護保険サービスの利用者について、確認証の内容に基づき利用者負担額の軽減を行うものとする。

（軽減の割合）

第８条　利用者負担額の軽減の割合は、軽減申請者の収入等の状況を勘案して、利用者負担額の４分の１（老齢福祉年金受給者については、２分の１）の範囲内において、市長が個別に決定するものとする。ただし、生活保護受給者については、利用者負担額の全額とする。

（高額介護サービス費等との適用関係）

第９条　法に定める高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費並びに高額医療合算介護サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費との適用関係については、この要綱の規定による軽減を行った後の利用者負担額について算定するものとする。この場合における高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費との適用関係については、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設及び小規模多機能型居宅介護を利用する利用者負担第２段階の者のこれらのサービス費に係る利用者負担額については、高額介護サービス費の見直しにより、この要綱の規定による利用者負担額の軽減を上回る軽減がなされることになるため、当該利用者負担額についてこの要綱の規定による軽減の対象としないこととする。

２　法に定める特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費（以下これらを「特定入所者介護サービス費等」という。）との適用関係については、特定入所者介護サービス費等の支給後の利用者負担額について、この要綱の規定による軽減を行うものとする。

（社会福祉法人等に対する助成金の交付）

第１０条　市長は、第７条の規定により利用者負担額の軽減を行った社会福祉法人等に対して玉名市社会福祉法人等利用者負担額軽減制度助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとする。

（助成金の交付の対象）

第１１条　前条の規定による助成金の交付の対象は、社会福祉法人等が軽減した総額（本市を保険者とする利用者負担額に係るものに限る。以下「軽減総額」という。）のうち、当該社会福祉法人等の本来受領すべき利用者負担収入（軽減対象の介護保険サービスに関するものに限る。）に対する一定割合（おおむね１パーセント）を超えた部分とし、当該社会福祉法人等の収入状況等を踏まえ、その２分の１に相当する額の範囲内で、助成するものとする。ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設に係る利用者負担額を軽減する社会福祉法人等については、軽減総額のうち、当該施設の運営に関し本来受領すべき利用者負担収入に対する割合が１０パーセントを超える部分について、全額を助成するものとする。

（助成金の交付の申請）

第１２条　助成金の交付を受けようとする社会福祉法人等は、社会福祉法人等利用者負担額軽減制度助成金交付申請書（様式第４号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1)　社会福祉法人等の軽減適用者利用実績調書

(2)　その他市長が必要であると認める書類

２　市長は、前項の規定による申請があった場合において、審査の上適当と認めるときは、社会福祉法人等利用者負担額軽減制度助成金交付決定通知書（様式第５号。以下「交付決定通知書」という。）により同項の規定により申請を行った社会福祉法人等に通知し、助成金を交付するものとする。

３　前項の規定により助成金の交付の決定を受けた社会福祉法人等は、助成金を請求するときは、請求書に交付決定通知書の写しを添えて請求しなければならない。

（助成金の交付の決定の取消し等）

第１３条　市長は、虚偽その他不正の行為により助成金の支給を受けた者があるときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について既に助成金の交付がされているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。

（その他）

第１４条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附　則

この告示は、平成２２年４月１日から施行する。

（平２３告示８５・旧附則第１項・一部改正）

附　則（平成２３年９月２６日告示第８５号）

この告示は、告示の日から施行し、改正後の玉名市社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱の規定は、平成２３年４月１日から適用する。

附　則（平成２８年６月２７日告示第８８号）

この告示は、告示の日から施行する。

附　則（平成２９年１２月２８日告示第１００号）

この告示は、告示の日から施行し、この告示による改正後の玉名市社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱の規定は、平成２９年４月１日以後の利用に係る介護保険サービスについて適用する。

附　則（平成３１年３月２９日告示第３５号）

この告示は、平成３１年４月１日から施行する。

様式省略